

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者にかかる国民健康保険税の減免に関する Q&A

壬生町 総務部
税務課 諸税係

質問の一覧

1. 申請について

- Q1-1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。..... 3
- Q1-2 令和2年度の国民健康保険税納税通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか。
..... 3
- Q1-3 令和元年度と令和2年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要がありますか。..... 3
- Q1-4 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか。..... 3
- Q1-5 申請の期限はありますか。..... 4

2. 減免の要件について

- Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。..... 4
- Q2-2 共働きの世帯なのですが、主たる生計維持者を2人にすることは可能ですか。..... 4
- Q2-3 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。..... 4
- Q2-4 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。..... 4
- Q2-5 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。..... 4
- Q2-6 要件1に、収入が「前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか..... 5
- Q2-7 要件の中の「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含みませんか。..... 5
- Q2-8 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比30パーセント以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比30パーセント以上の減少には達しません。この場合は減免の要件の(1)には当てはまりませんか。..... 5
- Q2-9 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や町から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含みますか。..... 5
- Q2-10 「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含めますか。..... 6
- Q2-11 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。..... 6
- Q2-12 「減少が見込まれる収入」とは要件1でいう前年比30パーセント以上の減少が見込まれる取

入のことでか。	6
Q2-13 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に給与所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の4種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得となるのか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となるのか。	6
3. 減免の対象となる保険税について	
Q3-1 令和2年5月に、「令和2年度国民健康保険税(平成30年度相当分)」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和2年6月1日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。	7
4. 減免の金額について	
Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。	7

1. 申請について

Q1-1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。

(回答)

郵送による申請は可能です。窓口での感染拡大を防止するため、窓口でなく郵送による申請を奨励しています。オンラインによる申請は受け付けておりません。申請をご希望される方は、HP から申請書を印刷して郵送していただくか、印刷環境がない方へはこちらから申請書を郵送いたしますので、税務課 諸税係 (0282-81-1819) までお問い合わせください。

Q1-2 令和 2 年度の国民健康保険税納税通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか。

(回答)

令和 2 年度の国民健康保険税納税通知書は、令和 2 年 7 月中旬に発送予定となっております。減免については、納税通知書がお手元に届いてからご申請ください。

Q1-3 令和元年度と令和 2 年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要がありますか。

(回答)

恐れ入りますが、申請は各年度においてそれぞれ行ってください(申請書もそれぞれご用意ください)。両年度の申請を同時に出される場合は、押印についても複写ではなくそれぞれ押していただくようお願いいたします。(元年度分は令和 2 年 2 月 1 日納期限以後の保険税額が対象)

Q1-4 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか。

(回答)

今回の減免の要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、令和元年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。恐れ入りますが、確定申告をされてからご申請いただきますようよろしくお願いいたします。また、同一世帯内に 19 歳以上の未申告者(扶養控除の対象となっている方は除きます)がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、ご申告をしていただいてから減免の申請をしてください。

また、上記申告を行っていただいた場合、低所得世帯に対する軽減の判定を実施します。詳しくはホームページまたは、納税通知書に同封されているチラシ「国民健康保険税はこのように計算されます」をご確認ください。

Q1-5 申請の期限はありますか。

(回答)

申請は原則納期限までをお願いいたします。納期限を過ぎている場合も申請を受け付けますが、その場合は納期限を過ぎてからの申請となった理由をお伺いします。また、現在のところ、令和 3 年 3 月 31 日を過ぎてからの申請についてはお受けする予定がございません。減免を希望される場合はお早めにご相談ください。

2. 減免の要件について

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)

主たる生計維持者は、原則国民健康保険上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。

Q2-2 共働きの世帯なのですが、主たる生計維持者を 2 人にすることは可能ですか。

(回答)

共働きの世帯の場合も、主たる生計維持者を 2 名にすることはできません。Q2-1 の回答のとおり、主たる生計維持者は原則として世帯主であり、必ず 1 名です。

Q2-3 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

(回答)

医師の死亡診断書により確認いたします。

Q2-4 主たる生計維持者が「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(回答)

1 カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認いたします。

Q2-5 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します。

Q2-6 要件1に、収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか。

(回答)

令和2年中(令和2年1月から12月まで)の収入見込み額をご自身で算出していただき、前年の収入金額から差し引くことで算出してください。令和2年中の収入見込み額の算出方法については、令和2年1月から直近の月までの収入実額に、12月までの月ごとの収入見込み額を足して算出する方法や、去年の年間収入額から、取引先の倒産等で回収不能となった金額を引いて算出する方法が考えられます。

壬生町が合理的と判断する金額であれば、令和2年中の収入額の算出方法は問いません(算出方法については申請書に記載または添付してください)。

Q2-7 要件の中の「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含みませんか。

(回答)

含みません。

「減少した収入」として算定するのは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、その他は対象ではありません。

Q2-8 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。この場合は減免の要件1には当てはまりませんか。

(回答)

当てはまります。

事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであるため、どれか一つでも該当すれば当てはまります。4つの収入のうち、他の収入についても前年比10分の3以上の減少見込みである場合のみ、その収入について合計します。

Q2-9 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や町から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含みますか。

(回答)

国や町から支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含めません。

Q2-10 「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含めますか。

(回答)

含めます。

「前年の所得の合計額」は、前年のすべての所得を合計した金額です。

Q2-11 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。

(回答)

「前年の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する各種控除については、控除する前の金額です。なお、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する基礎控除 (33 万円) についても控除する前の額です。また、居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除等の租税特別措置法に規定する特別控除については控除した後の額となります。

Q2-12 「減少が見込まれる収入」とは要件 1 でいう前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか。

(回答)

その通りです。

前年比 10 分の 3 以上の減少見込みがある収入を指します。

Q2-13 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の 4 種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得となるのか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となるのか。

(回答)

その場合、後者の不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額を指します。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの限りではありません。

3. 減免の対象となる保険税について

Q3-1 令和 2 年 5 月に、「令和 2 年度国民健康保険税（平成 30 年度相当分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和 2 年 6 月 1 日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。

（回答）

対象となりません。

減免の対象となる年度は、令和元年度（平成 31 年度）と令和 2 年度の 2 年度のみです。平成 30 年度以前の分につきましては、納期限が令和 2 年 2 月以降に設定されていたとしても今回の減免の対象とはなりません。

4. 減免の金額について

Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

（回答）

決まりません。

減免される金額は、減少割合ではなく、保険税計算のもととなった所得額に対する減少した収入に係る所得の比率と、主たる生計維持者の前年の所得額によって決まります。令和 2 年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免される金額には関係しません。